

地区計画ガイド

100 荒井西地区（若林区）

地区計画 の目標

本地区は、地下鉄東西線六丁の目駅の南約1kmに位置しており、土地区画整理事業により基盤整備が行われた地区である。

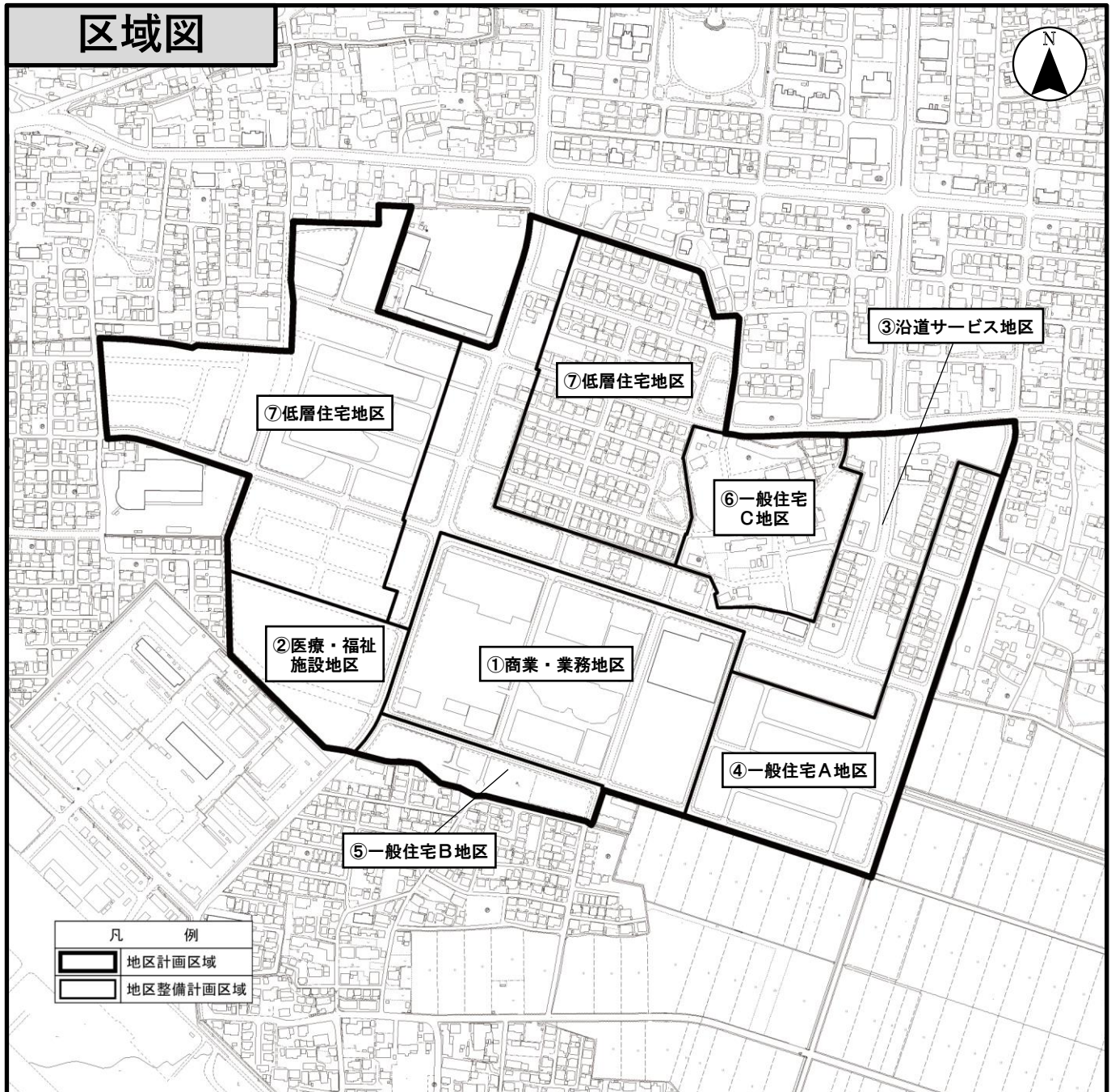
地区計画を定めることにより、地区内における適正な土地利用を誘導し、住宅環境にも配慮した、良好な市街地環境の形成を目指すものである。

決定日 H26.6.26（仙告第274号）

最終
変更日 —

【地区計画ガイド更新日：R 5. 2. 1】

区域図



地区計画ガイドは地区計画の概要を示したものです。
地区計画ガイドとあわせて「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」をご確認ください。

仙台市の都市計画や土地利用の規制等に関する情報を、インターネットで検索できます。
下記のアドレスまたは右側のQRコードからご利用できます。
https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/



地区計画とは

地区計画制度は、地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために、住民の総意に基づき、地区に必要な道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、建ぺい率、かき・さくの構造や建築物の形態・意匠の制限等を、その地区のルールとして定めることができる制度です。

本地区では、以下の方針に基づくまちづくりを進めるため、建築物等への制限を定めております。

■土地利用方針

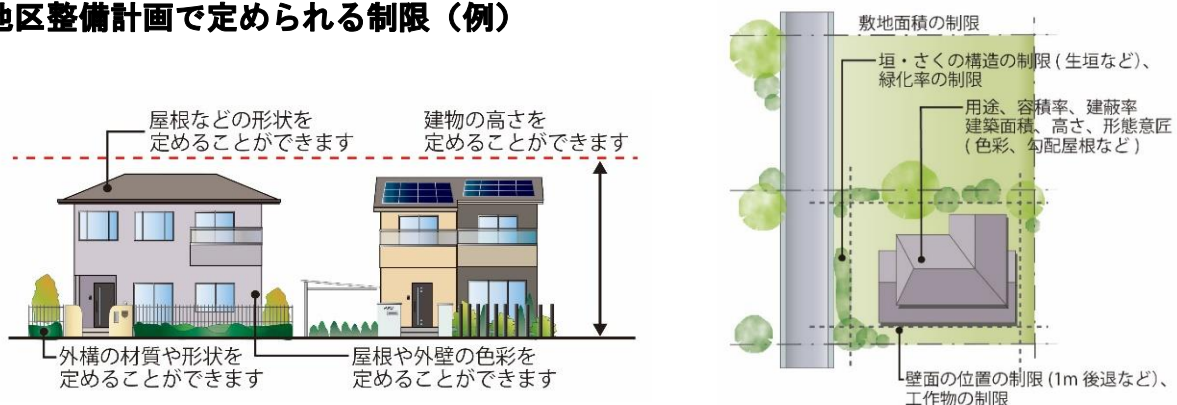
地区整備計画名	土地利用方針
①商業・業務地区	地区の核となる賑わいのある商業施設及び業務施設の立地を図る。
②医療・福祉施設地区	医療、福祉施設等の立地を主体とした土地利用を図る。
③沿道サービス地区	幹線道路の沿道地区として周辺住民の日常生活に係るサービス施設のほか、周辺の住宅地区と調和した低・中層住宅の立地を図る。
④一般住宅A地区	低・中層住宅を主体とした施設等の立地を図る。
⑤一般住宅B地区	低・中層住宅を主体とした施設や一定規模以下の商業、業務施設の立地を図る。
⑥一般住宅C地区	周辺の住宅地区との調和を図りつつ、一定規模以下の店舗、事務所等の立地を図る。
⑦低層住宅地区	一戸建の専用住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。

■建築物等への制限（各地区整備計画により、定められている制限項目は異なります。）

制限項目	目的
用途の制限	地区の目指すまちづくりにそぐわない建築物等の用途を規制することにより、その地区にふさわしい建築物等の立地の誘導を図る。
敷地面積の最低限度	敷地面積の規模を制限することにより、敷地の細分化による居住環境の悪化を防止し、ゆとりのある敷地の利用を図る。
壁面の位置の制限	道路や隣地から建築物等を後退し空地を確保することにより、周辺への圧迫感を和らげ、良好な環境の形成を図る。
形態又は色彩 その他の意匠の制限	建築物等の屋根や外壁などの色、かたち、仕上げ等を制限することにより、特色のある街並みの形成や保全を図る。
垣又はさくの構造の制限	垣やさくの高さ、材料、かたち、色等を制限することにより、緑化の促進や塀の種類や高さを制限し、良好な景観の形成や保全を図る。

※各地区整備計画の制限内容はP4以降をご覧ください。

■地区整備計画で定められる制限（例）



地区計画の届出について

■地区計画の届出とは

- ・建設工事等に先立ち、仙台市が事前に計画内容を審査し、その適合性を確認することにより、地域の皆様が主体となって定めたまちづくりルール（地区計画）の実現を図っていくものです。
- ・地区整備計画が定められた区域内で以下の行為を行う場合は、工事に着手する30日前までに下記担当窓口へ届出を行う必要があります。

■届出が必要な行為（都市計画法第58条の2）

届出が必要な行為	内容
建築物の建築又は工作物の建設	建築物を新築、増築、改築、移転する場合 工作物（垣・さく、門・塀、擁壁、屋外広告物等）を建設する場合
建築物等の形態又は色彩その他意匠の変更	地区計画で建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限が定められている区域で、これらを変更する場合
木竹の伐採	地区計画で樹林地等の保全に関する事項が定められている区域で、木竹の伐採をする場合
土地の区画形質の変更	道路や宅地の造成、土地の切土・盛土を行う場合

※建築物等の用途の変更を行う場合は、届出が必要となる場合がありますので、各区役所街並み形成課までご相談ください。

■届出が不要な行為の例（都市計画法施行令第38条の5）

- ・既存の建築物等の管理のために必要な土地の区画形質の変更
- ・開発許可が必要な土地の区画形質の変更
- ・仮設建築物の建築又は仮設工作物の建設
- ・屋外広告物で表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下であるものの表示又は掲出のために必要な工作物の建設

■よくある質問

Q 1 住宅を新築した際、建物の届出時には外構が未定であったため、「垣又はさくの構造」を未定のまま届出を提出した。建物完成後、外構（垣・さくなど）が決定した場合、届出をする必要はあるか。

A 1 「工作物の建設」に該当する場合は、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。

Q 2 建物完成後、確認申請が不要である建築物を新たに建築する場合、届出をする必要はあるか。

A 2 「建築物の建築」に該当するため、新たに「地区計画の届出」を行う必要があります。

Q 3 建物の新築時に植えた生垣が枯れたため、新たな生垣を設置しようとする場合、届出をする必要はあるか。

A 3 通常の管理行為であるため、「地区計画の届出」の必要はありません。通常の管理行為か否かの判断が悩ましい場合は、担当窓口までご相談ください。

Q 4 地区計画の届出後（建物が完成する前の段階）に、建築計画の変更があり、届け出た内容に変更が生じた場合、「変更届出書」を提出する必要があるが、変更箇所が地区計画で制限されていない項目でも、「変更届出書」を提出する必要があるか。

A 4 「変更届出書」は、届出内容に変更があった場合に必要となるため、制限の有無に関わらず、届け出た内容に変更があった場合には、「変更届出書」を提出する必要があります。

Q 5 土地利用方針のみが定められた区域内で、建築物の建築又は工作物の建設の行為を行う場合、届出をする必要はあるか。

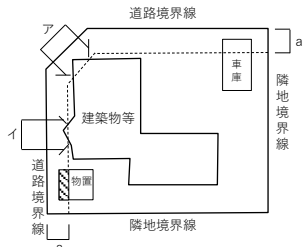
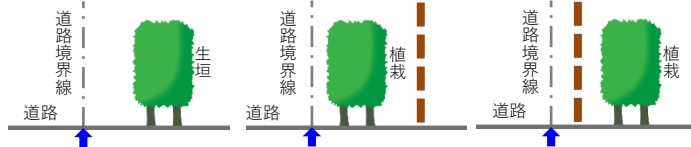
A 5 「地区計画の届出」を行う必要はありません。

お問い合わせ先

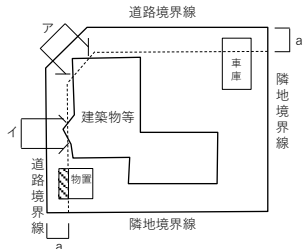
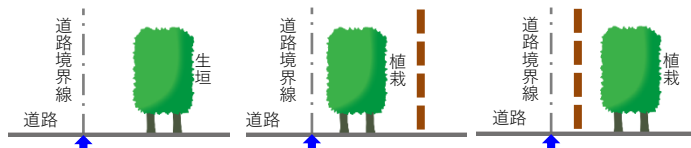
地区計画の届出、制限内容の確認、建築相談に関すること・・・各区役所 街並み形成課
青葉区 022-225-7211(代表) 宮城野区 022-291-2111(代表) 若林区 022-282-1111(代表)
太白区 022-247-1111(代表) 泉区 022-372-3111(代表)

地区計画等の都市計画に関すること・・・都市整備局 都市計画課 022-214-8295

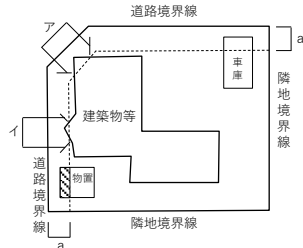
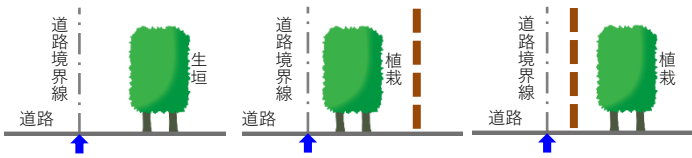
制限表

整備計画名	① 商業・業務地区
土地利用方針	地区の核となる賑わいのある商業施設及び業務施設の立地を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 住宅 イ 兼用住宅 ウ 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋 エ 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校 オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの カ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの キ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ク 病院 ケ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの コ カラオケボックスその他これに類するもの サ 自動車教習所 シ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が6,000㎡を超えるもの
敷地面積の最低限度	500㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…1m以上（a） 緩和規定 ① 自動車車庫で建築物に附属するもの ② 図ア＋イが3m以下のもの ③  部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） 
形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路施設用地、下水道施設用地の敷地に設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 ・生垣 ・植栽を併用した透視可能なさく等 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等 
用途地域（容積率/建ぺい率）	第2種住居地域（200%/60%）

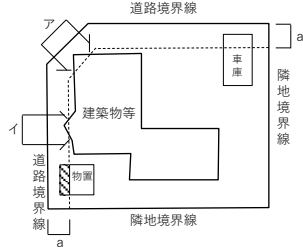
制限表

整備計画名	② 医療・福祉施設地区
土地 利用 方針	医療，福祉施設等の立地を主体とした土地利用を図る。
用途 の 制限	下記の建築物は建築できません。 ア 神社，寺院，教会その他これらに類するもの イ 公衆浴場 ウ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） エ ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類するもの オ ホテル又は旅館 カ 自動車教習所 キ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 ク 店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ケ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	250㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は，以下のとおりとする。 1. すべての道路…1m以上（a） 緩和規定 ① 自動車車庫で建築物に附属するもの ② 図ア＋イが3m以下のもの ③  部分の床面積の合計が5㎡以下で，かつ，軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） 
形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は，美観・風致を害しないものとし，道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし，公益上やむを得ないものについては，この限りではない。
垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は，次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし，警察官派出所，公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地，公園，水路施設用地，下水道施設用地の敷地に設けるもので，管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等 
用途 地域 (容積率/建ぺい率)	第1種住居地域（200%/60%）

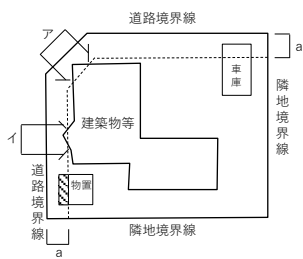
制限表

整備計画名	③ 沿道サービス地区
土地利用方針	幹線道路の沿道地区として周辺住民の日常生活に係るサービス施設のほか、周辺の住宅地区と調和した低・中層住宅の立地を図る。
用途の制限	下記の建築物は建築できません。 ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校 イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 病院 オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの キ ホテル又は旅館 ク 自動車教習所 ケ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
敷地面積の最低限度	165㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…1m以上（a） 緩和規定 ① 自動車車庫で建築物に附属するもの ② 図ア+イが3m以下のもの ③ 図イ部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車車庫を除く。） 
形態又は色彩その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路施設用地、下水道施設用地の敷地に設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等 
用途地域（容積率/建ぺい率）	第1種住居地域（200%/60%）

制 限 表

整備計画名	④ 一般住宅A地区
土 地 利 用 方 針	低・中層住宅を主体とした施設等の立地を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校 イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 病院 オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの キ ホテル又は旅館 ク 自動車教習所 ケ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 コ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの サ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの シ 自動車に直接燃料を供給するための施設又は自動車修理工場
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	165㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…1m以上（a） 緩和規定 ① 自動車庫で建築物に附属するもの ② 図ア＋イが3m以下のもの ③  部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車庫を除く。） 
形 態 又 は 色 彩 その他の意匠の制限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路施設用地、下水道施設用地の敷地に設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 ・生垣 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等 ・植栽を併用した透視可能なさく等 透視可能な柵等 透視可能な柵等 
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種住居地域（200%/60%）

制 限 表

整備計画名	⑤ 一般住宅B地区
土 地 利 用 方 針	低・中層住宅を主体とした施設や一定規模以下の商業、業務施設の立地を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校 イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 病院 オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。） カ ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの キ ホテル又は旅館 ク 自動車教習所 ケ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 コ 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	200㎡（警察官派出所等を除く。）
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、以下のとおりとする。 1. すべての道路…1m以上（a） 緩和規定 ① 自動車庫で建築物に附属するもの ② 図ア＋イが3m以下のもの ③  部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの（自動車庫を除く。） 
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種住居地域（200%/60%）

制 限 表

整備計画名	⑥ 一般住宅C地区
土 地 利 用 方 針	周辺の住宅地区との調和を図りつつ、一定規模以下の店舗、事務所等の立地を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校 イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ウ 公衆浴場 エ 病院 オ ホテル又は旅館 カ 自動車教習所 キ 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 ク 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの ケ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの コ 自動車に直接燃料を供給するための施設
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種住居地域（200%/60%）

制 限 表

整備計画名	⑦ 低層住宅地区
土 地 利 用 方 針	一戸建の専用住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。
用 途 の 制 限	下記の建築物は建築できません。 次に掲げる建築物（専らその用途に供する建築物及びこれに附属する建築物（令第130条の5各号に掲げるものを除く。）に限る。）以外の建築物（警察官派出所等を除く。） ア 住宅 イ 兼用住宅（令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもので、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の延べ面積の1/2以上であり、かつ、住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のもの及びエ、カ又はキに掲げる建築物の用途を兼ねるものに限る。） ウ 共同住宅、寄宿舍、下宿又は長屋 エ 幼稚園 オ 集会所 カ 保育所 キ 診療所
敷 地 面 積 の 最 低 限 度	165㎡（警察官派出所等を除く。）
形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	屋外広告物を設置する場合は、美観・風致を害しないものとし、道路の境界線より突き出して設置してはならない。 ただし、公益上やむを得ないものについては、この限りではない。
垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当する構造としなければならない。ただし、警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地又は緑地、公園、水路施設用地、下水道施設用地の敷地に設けるもので、管理上やむを得ないものについてはこの限りでない。 (1) 生垣 (2) 植栽を併用した透視可能なさく等 ・ 生垣 ・ 植栽を併用した透視可能なさく等
用 途 地 域 (容積率/建ぺい率)	第1種低層住居専用地域（80%/50%）

用語の解説

※本地区では使用されていない用語も含まれております。

用 語	用語の解説
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
風 営 法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
一 戸 の 住 宅 の 用 途	兼用住宅に係る住宅の用途を含む。
住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、兼用住宅以外のもの
兼 用 住 宅	一戸の住宅の用途に供する建築物で、住宅以外の用途を兼ねるもの
店 舗 等	店舗、飲食店又は事務所
学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
専 修 学 校	学校教育法第124条に規定する専修学校
各 種 学 校	学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
老 人 福 祉 施 設 等	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき設置される老人福祉施設及び有料老人ホーム
児 童 福 祉 施 設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき設置される児童福祉施設
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅等	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅その他これに類するもの又は児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する共同生活援助、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは地区内の施設の従事者及びその家族若しくは入院患者の家族の居住の用に供するもの
薬 局	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
店舗型性風俗特殊営業	風営法第2条第6項各号に掲げる営業
第 二 石 油 類	消防法（昭和23年法律第186号）別表の備考14に規定する第二石油類
自 転 車 等 駐 車 場	仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和62年仙台市条例第12号）第2条第2号に規定する自転車等駐車場
警 察 官 派 出 所 等	警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
平家建の附属建築物等	平家建の附属建築物又は門若しくはへい
整 備 計 画 区 域	地区整備計画が定められた区域
都 市 再 生 特 別 地 区	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定により定められた都市再生特別地区
指 定 容 積 率	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により定められた建築物の容積率
隣 地	公園、緑道、地区施設用地、鉄道用地、水路、公共空地その他の隣地
道 路 等	道路若しくは緑道
外 壁 等	外壁又はこれに代わる柱
ひ さ し 等	ひさし、屋根その他これらに類するもの
コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 等	コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類するもの
擁 壁 等 の 笠 石	擁壁の笠石又は道路等に沿って設けられている笠石